

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
8-3	<p>「実習生のための適切な宿泊施設を確保していること」の基準に適合するようには、賃貸物件の場合、申請の時点で賃貸契約を結んで、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないのでしょうか。また、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないとする場合は、その家賃の負担を技能実習生に求めてもよいのでしょうか。</p>	<p>技能実習生の入国日以降に宿泊施設が使用できる契約となっていることが確認できれば、「宿泊施設を確保している」といえます。契約の内容によっては、入国前から家賃を払い続けなければならない場合も想定されますが、その場合であっても、技能実習生が実際に入居する前の家賃については、「実費に相当する額」とはいえず、実習生にその負担を求めることはできません。</p> <p>なお、契約の内容が、入国前から家賃を払い続ける必要はない代わりに、他に当該賃貸物件の契約をしようとする者があった場合は、契約が解除されるといったものであるときは、「契約が解除されていた際には、改めて適切な宿泊施設を確保する」旨の誓約をしていけば足りります。</p>